

【学校感染症の種類と出席停止の期間】

2025年3月24日現在

種類	病名	出席停止の期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種 ※ただし 新型コロナウイルス感染症を除き、 医師が感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ・ムンプス）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで （無症状の感染者は、検体を採取した日から5日を経過するまで）
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157等）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※	医師が感染のおそれがないと認めるまで

※本学が定める「第3種その他の感染症」は、溶血性連鎖球菌感染症、手足口病、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス等）です。

出席停止期間の数え方

- ・発症した日、解熱した日を0日とし、翌日から1日、2日と数えます。